

事 務 連 絡  
平成 2 3 年 月 日

社団法人 日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局指導課  
厚生労働省医政局国立病院課

### 医療施設における節電行動計画の実施結果の報告について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただき、厚く御礼申し上げます。  
医療施設における節電対策につきましては、「医療施設における節電行動計画の作成について」(平成23年6月15日医政発0615第3号厚生労働省医政局長通知。以下「通知」という。)において、各医療施設における節電行動計画の作成、節電への取組及び実施結果の報告をお願いしたところですが、先般、電気事業法第27条に基づく電気の使用制限が終了したことを受け、大口需要家(契約電力500kW以上)のうち制限緩和の適用を受けた医療施設については、節電の実施結果を御報告いただく必要があります。

つきましては、通知に添付されている記載要領及び記載例に従い実施結果を報告いただくよう貴会員の医療施設への周知をお願いいたします。

なお、節電行動計画を未だ提出されていない医療施設については、実施結果の報告と併せて計画を提出いただきますよう併せて周知をお願いいたします。

#### 【平成23年6月15日通知、記載要領等の掲載先】

厚生労働省トップページ → 東日本大震災関連情報<厚生労働省からのお知らせ>  
→ 厚生労働省が発出した通知<分野別> → その他 → 【6月15日分】医療施設における節電行動計画の作成について  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001e7du.html>)

#### 【対象期間】

- ①東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家  
平成23年7月1日(金)～平成23年9月2日(金)
  - ②東京電力管内及び東北電力管内に所在する大口需要家(①を除く)  
平成23年7月1日(金)～平成23年9月9日(金)
- (<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>)

**【提出期限】**

平成23年10月21日(金)

**【提出先・問い合わせ先】**

厚生労働省医政局総務課電力確保チーム

[iryousetsuden@mhlw.go.jp](mailto:iryousetsuden@mhlw.go.jp)

(電話) 03-5253-1111 (内線) 2623、2518、2519